

「図形商標サーバー式の更改に係るハードウェア等賃貸借及び保守等業務 一式」の意見招請に対する意見への対応(回答)

項番	文書名	頁	項目	意見概要	提出の理由	修正有無	意見への対応(回答)
1	調達仕様書(案)	11	5.1. 作業実施体制	「表 5-1 要員に係る要件」のNo.3作業チームの【チームリーダーに係る要件】の業務経験に「本業務と類似するハードウェア構築・導入及び運用・保守業務」とありますが、「本業務と類似するハードウェア構築・導入あるいは運用・保守業務」に緩和していただけますでしょうか。	要件の明確化のため。	有	ご意見を踏まえ、調達仕様書(案)「5.1. 作業実施体制 表 5-1 No.3」の記載について、構築・導入フェーズにおけるチームリーダー及び運用・保守フェーズにおけるチームリーダーに求める要件を分けるよう修正します。
2	調達仕様書(案)	13	5.3. 作業の管理に関する要領	(4)②に「実施作業の進捗状況、作業予定、課題状況を文書によって説明し、その都度SIベンダの確認を受けたうえで、特許庁の了承を得ること。」とありますが、①に記載の報告会の前にSIベンダに事前報告するという理解でよろしいでしょうか。	要件の明確化のため。	無	ご認識のとおりです。
3	調達仕様書(案)	13	5.3. 作業の管理に関する要領	(4)⑤に「打合せの議事録は、打合せ後速やかに作成のうえ、SIベンダの確認を受けたうえで特許庁の了承を得ること。」とありますが、貴庁への承認依頼前にSIベンダに事前確認を依頼するという理解でよろしいでしょうか。	要件の明確化のため。	無	ご認識のとおりです。
4	調達仕様書(案)	13	5.3. 作業の管理に関する要領	(7)に「集計対象とする作業項目の単位は、少なくとも「ハードウェア導入ガイドライン別紙1 工程毎の実施内容(本調達向け)」の「受託者の実施内容」に記載された各工程に含まれる作業項目以上のレベル(粒度)」とありますが、これは、「ハードウェア導入ガイドライン別紙1 工程毎の実施内容(本調達向け)」の「受託者の実施内容」の列に記載の墨付き括弧の作業内容項目の粒度という理解で認識相違ないでしょうか。	要件の明確化のため。	無	ご認識のとおりです。
5	調達仕様書(案)	16	10.2. 稼働責任	(3)に「ただし、サポート時間外(「別紙1 要件定義書」の「3.16.2. 故障対応及び対策」に定めたサポート時間について、受託後に特許庁と契約したサポート時間外)において、復旧作業にハードウェアサポート又はソフトウェアサポートが必要な障害等により、サービスが停止していた時間分はこの限りではない。」とありますが、これは、「月間180分を超えて停止した場合、又は年間360分を超えて停止した場合」に係るのか、それとも「計画外で停止していた時間分の賃貸借料を支払わない。」に係るのか、どちらでしょうか。	要件の明確化のため。	有	「計画外で停止していた時間分の賃貸借料を支払わない。」に係ります。ご意見を踏まえ、ただし書きの対象を明確化するために調達仕様書(案)「10.2.稼働責任(3)」の記載を修正し、当該修正に合わせて、「10.2. 稼働責任 表 10-1」を作成します。